

社会福祉法人
赤穂市社会福祉協議会

〒678-0232 赤穂市中広 267 (赤穂市総合福祉会館内)
 TEL 0791-42-1397 (代表) FAX 0791-45-2444
 メールアドレス ako-shakyo@ako-shakyo.jp
 ホームページ <https://ako-shakyo.jp/>



Facebook



Instagram



ホームページ

※この冊子は、皆さまからいただいた赤い羽根共同募金の配分金で作成されています。

発行日2026年3月



社協のしおり

支えあい 助けあう
 心をつなぐ やさしいまち あこう



社会福祉法人
赤穂市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協と略す）は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進役」として位置づけられ、全国・都道府県・市町村に設置されている社会福祉法人です。

目的

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりのために「地域にはどんな課題があるか」「その課題を解決するにはどうしたらよいか」を考えながら、地域の皆さんと活動を進めている民間団体です。

赤穂市社会福祉協議会の行う事業は、市民の皆さんや企業からいただいた賛助会費、善意銀行に寄せられた預託金、共同募金の配分金、歳末たすけあい募金の配分金、新生活運動の一環として実施している貸衣裳事業の収益金、赤穂市や兵庫県社会福祉協議会からの補助金、委託金などで賄われています。


財源

また、介護保険事業・障がい者総合支援事業については、介護報酬などの収入、利用料収入で賄われています。


場所

赤穂市中広267番地
赤穂市総合福祉会館内
TEL 0791-42-1397 FAX 0791-45-2444
メールアドレス ako-shakyo@ako-shakyo.jp
ホームページ <https://ako-shakyo.jp/>
『赤穂市社会福祉協議会』で検索できます。

赤穂市社会福祉協議会では、令和5年度から5年間の地域福祉推進のための方向性や取り組みを示した「第3次地域福祉推進計画」を策定しました。計画に基づき、毎年具体的な事業計画を定め、各種事業を推進していきます。



概要版

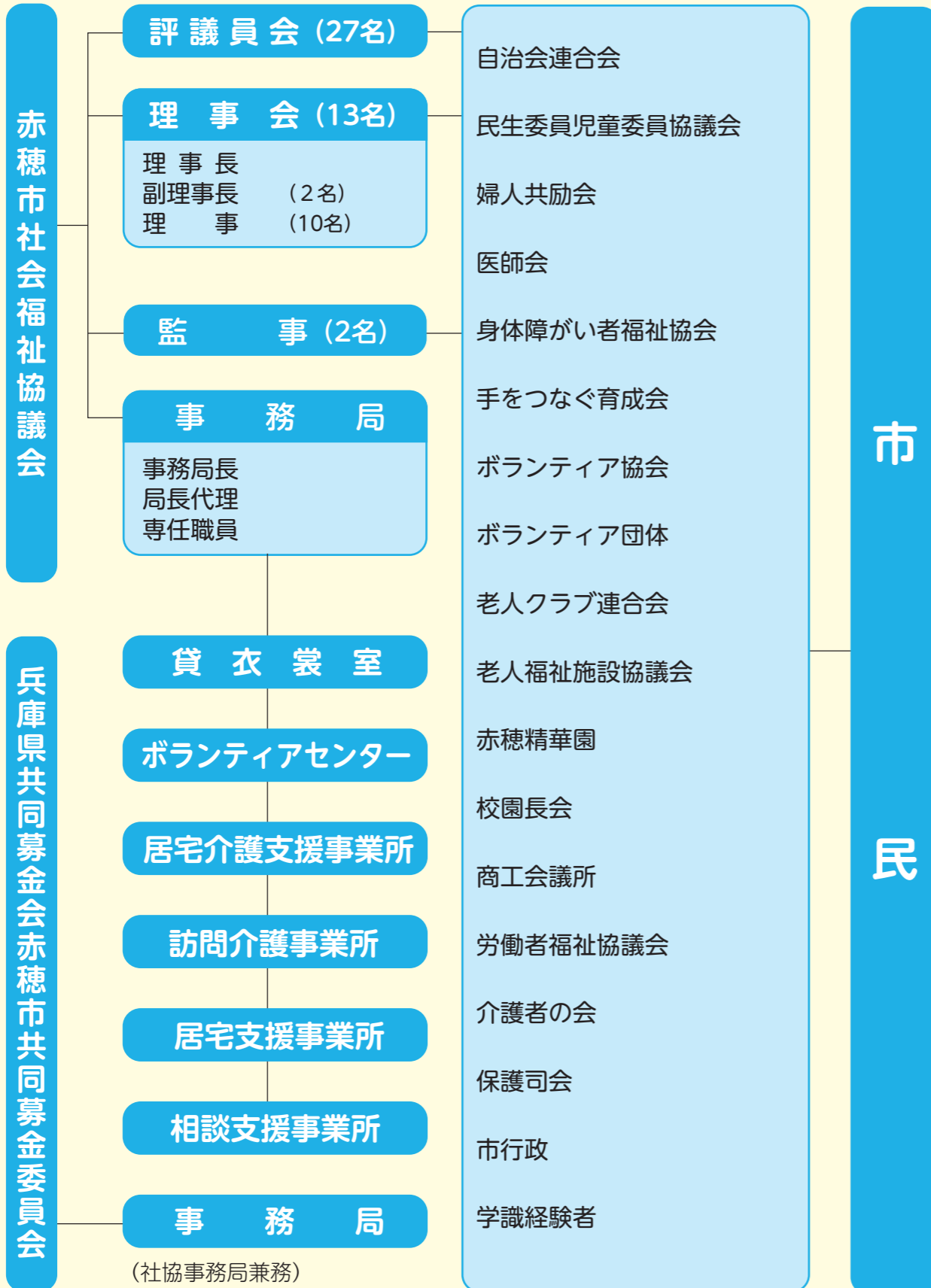


全編

目次

社会福祉協議会とは	1 ページ
・社会福祉協議会の組織	2 ページ
事業内容	
・企画広報活動	3 ページ
・地域福祉活動	4 ページ
・在宅福祉活動	7 ページ
・児童福祉活動	8 ページ
・高齢者福祉活動	9 ページ
・心身障がい者（児）福祉活動	10 ページ
・生活困窮者福祉活動	10 ページ
・福祉サービス利用援助事業	11 ページ
・ボランティアセンター活動	12 ページ
・心配ごと相談所	13 ページ
・善意銀行	13 ページ
・介護保険事業	14 ページ
・障がい者総合支援事業	15 ページ
・貸衣裳事業	16 ページ
・共同募金	17 ページ

赤穂市社会福祉協議会の組織



事業内容

企画広報活動

広報の発行

「あこう社協だより」を毎月1回発行し、地域活動の報告や最新の福祉情報など、社協独自の情報を多く掲載し、市民の皆さんへ発信します。



社協HP
広報のページ



ホームページ・SNS

インターネットを通して社協の活動や行事など幅広く市民の皆さんにご案内します。
<https://ako-shakyo.jp/> 『赤穂市社会福祉協議会』で検索できます。

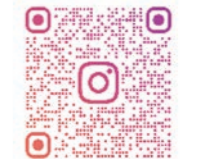
また、フェイスブック・Instagramにおいても情報発信をしています。



ホームページ



Facebook



Instagram

福祉のつどい

「善意の日」(6月1日)を記念して「福祉のつどい」を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった人や、ボランティア活動などに貢献された人を「ふくしの人」として、また市の「つつじ賞」「さくら賞」の表彰、記念講演会を実施し、「善意の心」の普及啓発をします。

災害見舞金

家屋が全焼、全壊または流失した世帯に対し、見舞金を支給します。

歳末たすけあい金支給

在宅重度障がい者（児）、ねたきり・認知症高齢者や児童・障がい者（児）施設入所者、高齢者福祉施設入所者、こどもホームステイ事業の里親へたすけあい金を支給します。

また市内の児童・障がい者（児）福祉施設への教材費、更生保護女性会へ施設訪問活動費を支給します。



地域福祉活動

ふれあい・いきいきサロン事業

地域の歩いて通える集会所などに、さまざまな人たちが気軽に集まり、おしゃべりやレクリエーションを通じてコミュニケーションの輪を広げる、生きがいとふれあい活動の場である「ふれあい・いきいきサロン」の自主的な運営を支援します。



歳末三世代交流事業

歳末（12月中）に、各地区まちづくり連絡（推進）協議会を中心として、高齢者と子ども、親など三世代が交流する行事（もちつき大会等）を実施する地区に助成します。

三世代交流事業

高齢者と子ども、親など三世代の交流事業を推進するため、団体が自主・自発的に行う交流事業に助成します。

ほのぼの福祉事業

「身近な福祉活動」をテーマにした福祉作文を募集し、作文を通して福祉に対する理解や認識の啓発につとめます。

ひきこもり支援事業

外出しづらい、社会と関わることに不安があるなどの状態の方、そのご家族がホッとひと息ついたり、自分の家のように自由に過ごすことができる地域の居場所「みんなのいえ」の運営のほか、理解促進のための講座を開催しています。

【みんなのいえ】毎週月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）
午後1時～4時 赤穂市塩屋 656-17



生活支援コーディネーター設置事業

地域で求められる支援の調査やサービスの把握、必要な生活支援サービスの立ち上げ、担い手の養成や意見交換等の実施、ネットワークづくりなど、地域での支えあいの仕組みづくりをお手伝いする生活支援コーディネーター事業（第2層）を市から委託を受け、設置しています。

小地域福祉活動推進事業

小地域（単位自治会）を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習の機会を提供し、活動を援助するとともに、小地域福祉活動を推進します。

また地域住民の自発的な福祉活動のため、地区を指定し助成することによって、小地域での一人ひとりの助けあい活動を促進して、地域福祉・福祉教育を推進します。

- ・小地域福祉活動研修会
- ・小地域福祉研修会（座談会）など

福祉ネットワーク事業

安心して住み慣れた地域で暮らすため、単位自治会での福祉力向上を目的として、地域住民同士のつながりづくりや助けあい活動に対して助成を行います。

協議活動、啓発活動、見守り活動を必須活動とし、生活支援活動、交流活動を選択活動として推進します。

地域の困りごと応援隊

ちょっとした困りごとを抱える支援の必要な人に対して、応援隊を派遣し支援を行うことで、地域のたすけあい活動の推進を図ります。



福祉協力校の育成

小学校、中学校、高等学校の児童生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会活動、社会連帯の精神を養うとともに、児童生徒を通して家庭および地域社会への啓発を行い、青少年を中心に広く市民のボランティア活動への参加を促進することを目的とし、市内の小中高校を福祉協力校として育成支援します。

レクリエーション用品等貸出事業

地域や近隣におけるふれあいや交流事業を行うグループ・団体に用品を無料で貸し出すことで、活動の活性化を図り、住民間交流を促進します。

貸出用品：輪投げ、巨大オセロ、思い出カルタ、サンタクロース衣裳、お好み焼き器、たこ焼き器 など



フードドライブ推進事業

食品ロスが社会問題となるなか、回収BOXを設置して市民へ呼びかけ、まだ食べられる“もったいない食品”を集め、それを支援団体などを通じて必要としている方へ届けるフードドライブに取り組みます。

在宅福祉活動

介護特別食

調理をすることが難しい方や、介護負担の軽減を必要とする方などに、毎週月曜日・木曜日の昼食として管理栄養士指導のもとボランティアが調理し配達を行います。(刻み食・ミキサー食・おかゆなどの形状は要相談。)



友愛訪問

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者を対象に、まちづくり連絡（推進）協議会や民生委員、地域福祉推進委員の皆さんが、自宅を訪問し交流することで、安否確認や孤独感の解消を図ります。

福祉用具貸与

身体の不自由な方、高齢者など、日常生活に支障のある方に福祉機器（車いす、ポータブルトイレ、歩行器、シャワーチェアなど）を無料で貸し出します。

※電動ベッドの新規貸出は行っておりません。

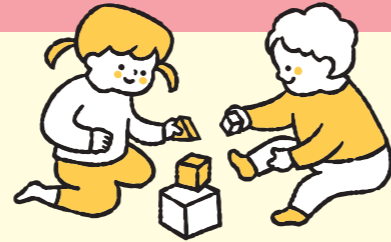




児童福祉活動

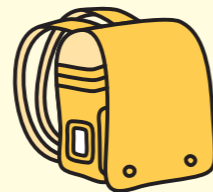
児童福祉施設訪問

「こどもの日」を記念して、保育所などの子どもにおもちゃなどをプレゼントします。



ひとり親家庭ランドセル購入助成事業

小学校に入学する子どもがおり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭または両親ともおられない家庭を対象に、ランドセルを購入する費用の一部を助成します。



ひとり親家庭中学生学生服・体操服等購入助成事業

中学校に入学する子どもがおり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭または両親ともおられない家庭を対象に、学生服と体操服を購入する費用の一部を助成します。

要保護・準要保護世帯等激励

生活保護・準要保護世帯の児童生徒へ、修学旅行のおこづかいや、お年玉として図書カードを支給します。

子育て世帯訪問支援事業

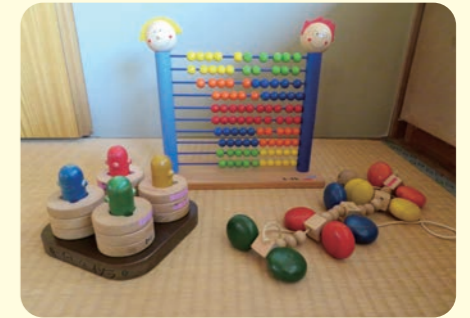
赤穂市より委託を受けて、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行います。

おもちゃライブラリー

おもちゃ遊びを通じて自主性、創造性を高め、子ども同士や親子、ボランティアとふれあう場を提供します。また、おもちゃの貸し出しなど子どもの健全育成を目的に実施します。

第2木曜日 午前10時～12時

第3土曜日 午前10時～12時



おもちゃ病院

子どもたちに物を大切にする心を育んでもらいたいという思いを込めて、おもちゃの診察、修理をします。

第2木曜日 午前10時～11時

第3土曜日 午前10時～11時

学生服等リユース事業

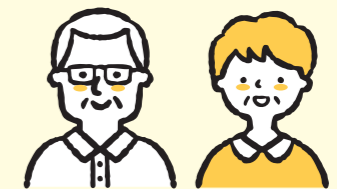
各家庭において子どもの成長や卒業などで不用となった、市内小・中・高校指定の制服・体操服の寄付を受け付けます。随時必要とする世帯に無料で譲渡し、子育て世帯の家計負担の軽減ならびに再利用の推進を図ります。また、子ども用品についても寄付を受け付け、お渡し会などで無料で譲渡します（子ども用品については不定期）。



高齢者福祉活動

敬老事業

最高齢男性・女性、最高齢者夫婦、満100歳になられた方を訪問し、祝金を贈呈します。また満84歳の方に、はしじゆ橋寿のお祝いとして記念写真を贈呈します。



心身障がい者（児）福祉活動

視覚障がい者支援事業

朗読ボランティアグループ「来夢」(CD)、点訳ボランティアグループ「赤穂点灯会」(点字)の協力により、市広報・回覧、新聞などを視覚障がい者の希望者にお届けします。

在宅重度心身障がい者（児）激励事業

外出の機会が少ない在宅重度心身障がい者（児）とその家族（介護者）がレクリエーションを通じて、ボランティアおよび障がい者の仲間との交流を深めることを目的として日帰りバス旅行を実施します。

生活困窮者福祉活動

生活福祉資金の貸付（兵庫県社協事業）

兵庫県社会福祉協議会が実施する貸付制度で、低所得者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者世帯を対象として、民生委員の援助指導のもと低利の資金を貸付けることによって、世帯の経済的自立と安定した生活を図ることを目的とした貸付制度です。
(相談窓口：社協又は地区担当民生委員)



県社協HP
資金のページ

友愛基金の貸付

低所得者を対象に、民生委員の適切な指導のもと、世帯の自立更生を目的とした生活つなぎ資金の貸付をします。

※無利子（相談窓口：社協又は地区担当民生委員）

生活困窮者支援事業

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、生活に必要な食糧や日用品を提供、家電などを貸し出しすることにより、世帯の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。

ほっとかへんネットワーク配置事業 (社協における生活困窮者支援体制強化)

新型コロナウイルス特例貸付（新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金の貸付要件を緩和した特例貸付。受付終了）の償還期間内において、生活困窮状態が続く特例貸付利用世帯などが安心して暮らすことができるよう、相談支援や各種講座の実施を通じ、社会的孤立・排除の解消・予防を図ることを目的として、兵庫県内すべての市町にワーカーが配置されています。

福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

- ★在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、地域で自立した生活を送れるよう支援します。
- ★相談・支援計画の作成までは無料ですが、サービス契約後は原則として利用料が発生します。
- ★契約後は、生活支援員が定期的にお手伝いをを行います。
- ★サービスの内容
 - ①福祉サービスの利用に関する相談や助言
 - ②金融機関でのお金の出し入れ、公共料金や福祉サービス利用料の支払いなど、日常の金銭管理に関すること
 - ③郵便物の確認、手続きが必要な場合のお手伝い
 - ④紛失の恐れがある通帳や印鑑、公的書類などの預かり



県社協HP
福祉のページ

ボランティアセンター活動

ボランティアセンター運営

★ボランティア活動およびボランティアグループの育成、各種行事へのボランティア派遣の調整、ボランティア養成のための各種養成講座の開催など、ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターを運営します。

★主なボランティア講座

- ・手話講座
- ・朗読講座
- ・点字講座（初級）
- ・要約筆記講座
- ・レクリエーションボランティア養成講座
- ・サマーボランティアスクール
- ・災害ボランティア養成講座 他

ボランティア保険の窓口

ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア災害共済の加入の受付をします。

- ・兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（市民活動災害共済プラン・天災危険補償プラン）
- ・兵庫県ボランティア活動等行事用保険
- ・福祉サービス総合補償（全国社会福祉協議会）

災害ボランティアセンター

迅速で円滑な被災地支援活動を行うため、災害ボランティアの事前登録をはじめ、災害ボランティアセンター開設訓練（年1回）、災害ボランティア研修会などを実施します。

また防災士資格取得助成として、資格取得にかかる経費の一部を助成します。



心配ごと相談所

悩みごとや、生活上の心配ごとについて相談できる場所です。
悩みの解決に向けて、相談員・カウンセラーが助言や指導を行っています。

心配ごと相談	第4水曜日午後1時30分～4時
こころの(カウンセリング)相談	第4水曜日午後1時～5時(要予約)



善意銀行

皆さんの温かいご協力をお願いいたします！

社会福祉協議会・善意銀行では、社会のため、人のために尽くしたいという人々から寄せられた善意をお預かりし、地域福祉増進・ボランティア活動推進などのために、効果的な払出を行っています。

金銭口座…現金の寄付、香典やお祝いのお返し、お誕生日の記念御礼など
物品口座…タオル・雑巾など（新品をお願いします）



ぜんい君 こころちゃん

赤穂市善意銀行
マスコットキャラクター

介護保険事業

介護支援センター（居宅介護支援事業所）

介護が必要な方が適切な介護保険サービスを利用することができるように、一人ひとりに合わせた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成すると共に、サービス事業所との連絡調整などを行い、ご本人の自立した生活を支援します。



営業日 … 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
[ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く]
電話 0791-45-3073 **FAX** 0791-45-3131

訪問介護事業所

利用者本人の自己決定により作成された居宅サービス計画（ケアプラン）をもとに、契約により事業所からホームヘルパーが居宅を訪問して、身体や家事などの身の回りの援助をします。

身体介護 … 食事、入浴、排泄などの介護
生活援助 … 調理、洗濯、掃除、買い物など
営業日 … 月曜日～日曜日 午前7時～午後9時
[ただし、12月29日～1月3日を除く]
電話 0791-45-3073 **FAX** 0791-45-3131



障がい者総合支援事業

居宅介護・同行援護・移動支援事業所

障がい者の自己決定により作成されたサービス等利用計画をもとに、契約によりサービスを提供します。

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体や家事などの身の回りの援助をします。
ガイドヘルパーもしくはホームヘルパーが社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加の外出の支援をします。

対象 … 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児

身体介護 … 食事、入浴、排泄の介護など
家事援助 … 調理、洗濯、掃除、買い物など
同行援護・移動支援 … 外出支援
営業日 … 月曜日～日曜日 午前7時～午後9時

[ただし、12月29日～1月3日を除く]
電話 0791-45-3073 **FAX** 0791-45-3131

相談支援事業所

障がいのある方のご希望や生活状況などをお伺いし、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるようにサービス等利用計画を作成すると共に、サービス事業所との連絡調整などを行います。

また、サービスが適切に受けられているか定期的に見直しや変更を行いながら、夢や希望の実現に向けた自分らしい暮らしを一緒に考えます。

営業日 … 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
[ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く]
電話 0791-45-3073 **FAX** 0791-45-3131

貸衣裳事業

市民の皆さんの生活改善と合理化を目的とし、お宮参りから長寿祝着まで各節目のセレモニーに携われるよう幅広く衣裳を貸し出しします。その収益金は地域福祉を高めるための貴重な財源として活用しています。

【花嫁衣裳】

○打掛 ○ウエディングドレス

【花婿衣裳】

○紋付 ○袴 ○タキシード

【冠婚葬祭・二十歳のつどい・入学・卒業・各セレモニーなど】

○振袖 ○留袖 ○ゲストドレス ○訪問着 ○色無地
 ○モーニング ○略礼服 ○紋付 ○袴 ○小振袖
 ○長寿祝着 ○ブラックフォーマル ○喪服

【子ども】

○子ども服（女兒ドレス・男児スーツ） ○宮参り祝着
 ○七五三祝着 ○ベビー着物

営業日

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
 第1・3土曜日 午前9時～12時

[ただし、国民の祝日および12月29日～1月4日を除く]

定休日

水曜日



社協HP
貸衣裳のページ



共同募金



ありがとう赤い羽根共同募金

今、安心・安全に暮らせることが、住民にとって大きな課題となっています。まさに地域福祉は、豊かで住みやすく、さらにきめ細やかな福祉サービスの充実と共に「人と人のつながり」たすけあい大切です。

たすけあいの精神に支えられた共同募金も、人の優しさを集めて約80年になります。

人々のたすけあいなど、いつの時代も優しさは人を豊かにします。たすけあいの精神が、いつまでも共同募金運動に引き継がれていくことを願っています。

皆さんの温かいご協力をお願いします！

共同募金運動および歳末たすけあい運動

共同募金運動は、「国民たすけあいの精神」のもと、毎年10月に赤い羽根をシンボルマークに運動を展開し、寄せられた募金は、翌年に福祉施設や社会福祉協議会が行う地域福祉事業に活用されています。

歳末たすけあい運動は、明るいお正月が迎えられるようにと、毎年12月に募金活動を行っています。寄せられた募金は、その年に、障がい者（児）・寝たきり高齢者・認知症高齢者などの支援を必要とする方々や要保護・準要保護世帯の児童生徒へのお年玉として配布される一方、地域での住民参加型の福祉活動に広く配布され、地域住民の交流活動に活用されています。

共同募金運動と社会福祉協議会の活動

共同募金運動は、昭和22年に始まり、昭和26年には募金を有効に活用する団体として社会福祉協議会が設立され、平成12年の社会福祉法の改正によって、共同募金と社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るという同一の目的によって関係が一層深まりました。



兵庫県共同募金会赤穂市共同募金委員会

電話 0791-42-1397 FAX 0791-45-2444